

一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定の
一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と西日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項の規定に基づき、平成18年3月31日付けで締結した「一般国道165号及び一般国道166号（南阪奈道路）に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第4条第1項中「修繕に係る工事（」の次に「特定更新等工事を除き、」を加える。

第5条第1項中「修繕に係る工事」の次に「(特定更新等工事を除く。)」を加える。

第13条第1項中「第7号」を「第8号」に改める。

別紙1を次のとおり改める。

別紙 1

(協定第4条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事の内容

別紙1

工事の内容

会社が行う高速道路の管理のうち、修繕に係る工事(特定更新等工事を除き、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る)で行う工事の内容は、以下のとおり。

ただし、固定資産について支出する金額で、①当該資産の使用可能期間を延長させる(耐久性を増す)部分に対応する金額、②その支出の時ににおける当該資産の価額を増加させる(価値を高める)部分に対応する金額、の何れかに該当するものに限る。(ただし、災害復旧に係る部分を除く。)

工事の内容

1. 橋梁修繕
2. トンネル修繕
3. のり面修繕
4. 土工修繕
5. 舗装修繕
6. 交通安全施設修繕
7. 交通管理施設修繕
8. 渋滞対策
9. 休憩施設修繕
10. 雪氷対策施設修繕
11. 震災対策
12. 環境対策
13. トンネル防災
14. のり面防災
15. 雪害対策
16. のり面付属物設置
17. 橋梁付属物設置
18. トンネル施設修繕
19. 電気施設修繕
20. 通信施設修繕
21. 建築施設修繕
22. 機械施設修繕

別紙 2 を次のとおり改める。

別紙 2

(協定第5条関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	4百万円
H 1 9	20百万円
H 2 0	31百万円
H 2 1	31百万円
H 2 2	36百万円
H 2 3	79百万円
H 2 4	79百万円
H 2 5	117百万円
H 2 6	96百万円
H 2 7	112百万円
H 2 8	119百万円
H 2 9	14,412百万円
H 3 0	206百万円
H 3 1	63百万円
H 3 2	64百万円
H 3 3	294百万円
H 3 4	39百万円
H 3 5	108百万円
H 3 6	44百万円
H 3 7	65百万円
H 3 8	683百万円
H 3 9	76百万円
H 4 0	223百万円
H 4 1	44百万円
H 4 2	54百万円
H 4 3	179百万円
H 4 4	671百万円
H 4 5	332百万円

(注1) 平成18年度から平成25年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	290百万円
---------	--------

別紙 4 を次のとおり改める。

道路資産の貸付料の額

西日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構築物等分		
				うち盛土・切土・のり面構造物等分	うち橋梁・トンネル等分
H 1 8	(1,101百万円) 1,669百万円	(36百万円) 58百万円	(650百万円) 1,183百万円	(184百万円) 255百万円	(466百万円) 928百万円
H 1 9	(1,075百万円) 1,782百万円	(49百万円) 76百万円	(883百万円) 1,550百万円	(250百万円) 334百万円	(633百万円) 1,216百万円
H 2 0	(1,035百万円) 1,731百万円	(47百万円) 74百万円	(859百万円) 1,515百万円	(243百万円) 326百万円	(616百万円) 1,189百万円
H 2 1	(354百万円) 1,108百万円	(16百万円) 47百万円	(287百万円) 966百万円	(81百万円) 208百万円	(206百万円) 758百万円
H 2 2	(321百万円) 1,202百万円	(13百万円) 50百万円	(240百万円) 1,029百万円	(68百万円) 222百万円	(172百万円) 807百万円
H 2 3	(502百万円) 1,291百万円	(17百万円) 50百万円	(307百万円) 1,017百万円	(87百万円) 219百万円	(220百万円) 798百万円
H 2 4	(497百万円) 1,323百万円	(17百万円) 51百万円	(304百万円) 1,046百万円	(86百万円) 225百万円	(218百万円) 821百万円
H 2 5	(550百万円) 1,445百万円	(19百万円) 57百万円	(349百万円) 1,155百万円	(99百万円) 249百万円	(250百万円) 906百万円
H 2 6	(1,217百万円) 1,283百万円	(49百万円) 52百万円	(993百万円) 1,054百万円	(214百万円) 227百万円	(779百万円) 827百万円
H 2 7	1,117百万円	43百万円	885百万円	191百万円	694百万円
H 2 8	1,091百万円	42百万円	855百万円	184百万円	671百万円
H 2 9	1,075百万円	0百万円	0百万円	0百万円	0百万円
H 3 0	1,287百万円	47百万円	952百万円	205百万円	747百万円
H 3 1	1,280百万円	53百万円	1,072百万円	231百万円	841百万円
H 3 2	1,286百万円	53百万円	1,076百万円	232百万円	844百万円
H 3 3	1,252百万円	41百万円	844百万円	182百万円	662百万円
H 3 4	1,231百万円	51百万円	1,049百万円	226百万円	823百万円
H 3 5	1,182百万円	46百万円	946百万円	204百万円	742百万円
H 3 6	1,335百万円	56百万円	1,137百万円	245百万円	892百万円
H 3 7	1,332百万円	55百万円	1,115百万円	240百万円	875百万円
H 3 8	1,318百万円	27百万円	558百万円	120百万円	438百万円
H 3 9	1,220百万円	49百万円	1,007百万円	217百万円	790百万円
H 4 0	1,249百万円	44百万円	904百万円	195百万円	709百万円
H 4 1	1,266百万円	53百万円	1,076百万円	232百万円	844百万円
H 4 2	1,306百万円	54百万円	1,102百万円	237百万円	865百万円
H 4 3	1,358百万円	51百万円	1,038百万円	224百万円	814百万円
H 4 4	1,352百万円	29百万円	599百万円	129百万円	470百万円
H 4 5	441百万円	5百万円	95百万円	20百万円	75百万円

(注1) 平成18年度から平成25年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、平成26年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙5を次のとおり改める。

計画料金収入の額

西日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(1,668百万円) 2,270百万円
H 1 9	(1,600百万円) 2,339百万円
H 2 0	(1,588百万円) 2,316百万円
H 2 1	(876百万円) 1,647百万円
H 2 2	(859百万円) 1,757百万円
H 2 3	(1,138百万円) 1,950百万円
H 2 4	(1,135百万円) 1,984百万円
H 2 5	(1,144百万円) 2,061百万円
H 2 6	(1,845百万円) 1,948百万円
H 2 7	1,790百万円
H 2 8	1,749百万円
H 2 9	1,722百万円
H 3 0	2,109百万円
H 3 1	2,101百万円
H 3 2	2,052百万円
H 3 3	1,989百万円
H 3 4	1,972百万円
H 3 5	1,968百万円
H 3 6	1,970百万円
H 3 7	1,961百万円
H 3 8	1,957百万円
H 3 9	1,954百万円
H 4 0	1,955百万円
H 4 1	1,946百万円
H 4 2	1,942百万円
H 4 3	1,929百万円
H 4 4	1,921百万円
H 4 5	1,881百万円

(注1) 平成18年度から平成25年度までの上段()内は計画値、下段は実績値を、平成26年度の上段()内は計画値、下段は実績見込値を記載している。

別紙6中、「(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)」を「(機構法第13条第1項第8号に定める協定記載事項)」に改める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成27年 3月24日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
理 事 長 勢 山 廣 直

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長 石 塚 由 成